

第七十五回国 参議院大蔵委員会會議録第十一号

昭和五十年三月二十五日(火曜日) 午後零時二十分開会

委員の異動

三月二十四日

補欠選任

初村滝一郎君 藤田 正明君

山崎 竜男君 細川 護熙君

補欠選任

山崎 竜男君

細川 護熙君

補欠選任

山崎 竜男君

細川 護熙君

三月二十五日

補欠選任

嶋崎 均君 井上 吉夫君

土屋 義彦君 山本茂一郎君

藤田 正明君 山崎 竜男君

藤田 進君 戸田 菊雄君

出席者は左のとおり。

委員長 河本嘉久蔵君
理事 山崎 五郎君
委員 辻 一彦君
青木 一男君
井上 吉夫君
中西 一郎君
鳩山威一郎君
藤川 一秋君
細川 護熙君
柳田桃太郎君
山崎 竜男君
山本茂一郎君
吉田 実君
大塚 喬君

河本嘉久蔵君

山崎 五郎君

辻 一彦君

青木 一男君

井上 吉夫君

中西 一郎君

鳩山威一郎君

藤川 一秋君

細川 護熙君

柳田桃太郎君

國務大臣

大蔵 大臣 大平 正芳君

政府委員

大蔵政務次官 梶木 又三君

大蔵大臣官房審議官 且 弘昌君

大蔵省主税局長 中橋敏次郎君

国税庁直税部長 横井 正美君

文部省管理局長 今村 武俊君

事務局側 杉本 金馬君

常任委員会専門員

寺田 熊雄君 戸田 菊雄君

野々山一三君 吉田忠三郎君

矢追 秀彦君 近藤 忠孝君

渡辺 武君 野末 陳平君

野末 陳平君

野末 陳平君

野末 陳平君

野末 陳平君

野末 陳平君

野末 陳平君

野末 陳平君

野末 陳平君

野末 陳平君

野末 陳平君

野末 陳平君

野末 陳平君

野末 陳平君

野末 陳平君

野末 陳平君

野末 陳平君

昨二十四日、初村滝一郎君、山崎竜男君が委員を辞任され、その補欠として藤田正明君、細川護熙君が選任されました。

また本日、嶋崎均君、土屋義彦君が委員を辞任され、その補欠として井上吉夫君、山本茂一郎君が選任されました。

委員長(松垣徳太郎君) 相続税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

寺田熊雄君 今回の相続税法の改正案を拝見いたしますと、妻の座を優遇するという点で、きわめて画期的な改正をしておるように思っています。

ただ非課税限度を四千万円か、あるいは遺産の三分の一か、いずれか高い方を選択せよという点は、素朴な庶民感情からいいますと、少しく優遇し過ぎるんじゃないかというふうな印象が消し

がたいものがあるわけです。なるほど夫婦が共働き、あるいは営々と商売を共同で営んで、その資産を形成していったという場合は、これはまあ理解できないわけじゃない。しかし、どうでしょうかね。たとえば死亡した夫の遺産というものが、先祖から受け継いだ世襲的な財産であった場合、そういうような場合でも、なおかつそれが、たとえば何十億であっても三分の一については非課税にするということは、余りにも他の勤労者のもろもろの課税と比較して優遇し過ぎはしないかという感じがするが、あなたはどう思われますか。

政府委員(中橋敏次郎君) 今回御提案申し上げております配偶者の相続税につきまして、限度を設けなかつたということをごいさすけれども、それには私どもは三つの理由を考えております。

一つは、配偶者間のごいさすから、いわば

同世代間におきますところの財産移転であるという

ことで、確かに現行法のもとにおきましては、

そういう場合におきましても、ある一定の金額限度以内しか配慮をなかつたわけでございます。けれども、同世代間におきます財産移転でございますから、やがてまた次の世代に移りましたときに相続税というのは課税になるわけでござい

ますから、同世代ということについて現行法のよ

うに課税をすることも一つの制度でございませ

けれども、そこはひとつ踏み切っても可能ではな

いかというのが第一点でございます。

第二の理由は、いま寺田委員が御指摘のよう

に、財産に対する寄与と申しますか、その維持形

成について片一方の配偶者が非常に努力をした

と、そういうことについて相続税の場合に配慮を

しようということでございます。いろいろ長い間

の生活のもとにおきまして有形無形の協力という

ことがございまして、そういう財産の維持

形成についての配慮ということも相続税では可能

ではないかということをとつたわけでございま

す。それから、第三の理由といたしましては、やはり夫婦というものでございませうから、いわば共同生活を営んでおつたという点を配慮したつもりでございます。と申しますのは、これは端的には妻の座ということでおつたわけでございませうけれども、それを分析して考えますれば、やはり夫婦という共同生活を営んでおりましたものが、その生活の糧、手段となつておりました財産というものについて、一方が死亡するということが起りましたときに、それまで営んでおりましたいわば共同生活というものを、しばらくの間は凍結する状態に置いていてもいいのではないかと、そういう配慮をしたわけでございませう。これもやはりまた翻つて第一の理由に結びつくわけでございませう。

れども、そういたしましたして第一、第二、第三の理由を総合いたしましたして、今回改正案を御提案いたしました次第でございます。

それによりますれば、もちろんおっしゃいますように、現行法のもとにおいて配偶者が当然納めなければならぬ税金というのは、今回の改正案によりますれば、その際においては相続税というのを納付する必要はございますけれども、先ほど三つの理由を申しましたそういうことから勘案すれば、やはり夫婦という共同性、そういうものの相続という問題を考へてまいりますれば、だんだん突き詰めてまいりますれば、やはり金額限度というものはどうしても一遍は越えてしまわなければならぬ問題だつたのではないかと、思つております。金額限度がない場合に、それでは率としての問題というのが残るわけでございますけれども、それは恐らく全額であつた二分の一であつた三分の一であつた、いろいろの考へ方がございますけれども、今日におきますところのわが国の相続の通常の事例におきましての家族構成ということでございまして、配偶者は三分の一でございますから、そういう率をとつたわけでございます。おっしゃいますように、たとへば片一方の配偶者が婚姻前から持つておりました財産について、今回の改正案を実施するにしようとしても、それを適用する必要があるのではないかとおっしゃる御意見も十分わかるわけでございますけれども、寄与という面について、私が申しました第二の理由について非常に重点を置きますれば、そういう制限も出てまいりませうけれども、私が申しました第一と第三の理由もあわせてお考えいただきますれば、あなたが婚姻前後というところで、非常に執行上の問題も相伴いますものでございまして、やはりもう相続といたしまして起つた時点におきましての夫婦共同の生活の財産というものをすべて対象にしてはいかかというところで、改正案を御提案申し上げた次第でございます。

○寺田熊雄君 あなたのおっしゃることが全くわ

からないわけではないけれども、たとえば第一の同世代の問題でも、たとえばオナシスの未亡人であるジャクリン夫人か、あれなどはまだ若くて再婚する可能性があるわけですね、あるでしよう。そういう事例は日本でもないことはないで、このごろは非常に再婚の率が多いんですけれども、そうすると再婚した場合、その妻が先に死ねばもう一遍その問題が起きてくるわけで、同世代といつても二回も三回も発生の可能性があるわけだから、同世代ということをやりに重く見るのどうかという考へがあるわけですね。

それからもう一つ、妻の寄与率の問題——財産形成についての寄与率。これなども、いまの世襲財産は、なるほどあなたの、妻の財産形成についての寄与率というものがゼロであるというところは認められるけれども、しかし共同生活、婚姻を開始したときの共同生活、そのときの時点における財産の存在というものを重く見ると、こう言われるんだけれども、それは全くその妻の側の原因というものがそこに全然働いてないわけですから、夫が先祖から受け継いだ財産なんというものは、もともと結婚するまでは妻と無縁のものであつたんだし、結婚したつてそれは無縁だし、その財産の把握が、日本の場合はほとんどは不動産ですからね、相続税の対象になるのは。だから、それが先祖から受け継いだものか、夫婦の共同の努力で生み出されたものかというところは、これは大して調査に時間もかからないし、一見してわかることだから、私は、やっぱりそこまであなたが重く見る必要はない、分別して、徴税事務の執行というものを、非常に容易だし、やはり分別すべきであると思つております。

それからもう一つ、共同生活というものを非常に重く見るけれども、中には、夫婦の仲がうまくいなくて別居しているというふうな事例がずいぶんあるわけですね。その別居している場合に、果たしてあなたのおっしゃるよう共同生活を重く見るといふような視点が生きてくるかどうか多分に疑問なんです、私は相続税の徴収というふうな場

合には、八百八十万もある申告所得なんかと違つて、相続税を納める対象というの非常に限られてるんだから、人数が限定されているんだから、もう少しきめ細かく実態を把握して徴税の事務を執行するということは可能だと思つております。もう少しその点はあなたはお考へになった方がよいと思つて、どうでしょうか。

○政府委員(中橋敬次郎君) いま寺田委員から、離婚をすることがあるとか、あるいは別居をする場合もあるじゃないかということをおっしゃいましたけれども、確かにそういう事例も最近、特にまたわが国はふえておることも確かだと思つていますが、まあわれわれはまだ結婚生活非常に短い方もございませぬけれども、やっぱりそういう例外もございませぬけれども、私は、やはり相続税の問題を配偶者について考へます場合には、そういう例外に重点を置きますよりは、やはり世の中の大部分の配偶者というものをそういう共同生活というものが維持されておるというところに重点を置いて考へますれば、やはり一つの終着点、まあ率についてはともかくも、こういう考へ方が結局行き着くところではないかという気がするわけでございます。

それで、先ほどちょっと執行面のことでもお申しましたけれども、それはほとんど今回の改正についての重要な理由になっておりません。私が申しましたのは、やはり夫婦が共同生活を営んでおる、仮に別居しておつたとしても、それまでの共同生活、夫婦という名におきましての共同生活というものを、そのまま片一方の配偶者が亡くなつても維持をさせておるべきものではないかというくらいに実は思つておるわけでございます。ということは、相続税ゼロでも構わないかということもございませぬけれども、そこはやはり一つの相続という財産移転の段階において、ある程度の負担はかかるべきではないかということからやつたわけでございますが、その際に、特に片一方の配偶者が親代々からもちつておる財産は、もちろん把握も可能でございませぬし、そのま

ま残つておるといふことも多々あると思つておりますけれども、先ほど私が申しましたのは、そういう私の第二の理由としまして、やはりそういう財産の維持形成にお互いに協力をしたという点も買わなければなりませんと思つて、つくり上げるばかりじゃありませんで、片一方の親から伝わつた財産というものをお互いに協力をしながら維持をして次の世代に移していくということについても、やはり夫婦双方の協力というものがあつたわけでございますから、仮に祖先代々の財産でございまして、やはりそこには片一方の配偶者のそういった協力度合いというものについての配慮もあつたが、無理なことではないかと思つておるわけでございます。

○寺田熊雄君 まああなたのおっしゃる考へは、説得力は余りないと思つております。なるほど、世襲的な財産を維持する上で妻の寄与があつたということ考へられないではないけれども、その財産を形成した場合の寄与と、それからすでに親譲りの財産を、単に、いわばそこに広大な屋敷に住んでおるといふようなことが、果たして維持に非常に貢献したかというようなことは考へられないし、家賃を取るなんというものはあるかもしれない、人に貸して、家賃をたくさん持つておつたんだ、親から譲られた、それを二人で家賃を取つたのが維持に非常に貢献があつたんだというふうなことも言えないこともないけれども、そのことゆゑに課税を減らさうということは、どうだろうか、少し行き過ぎるようには思つております。

それからもう一つ、あなたの方に考へていただきたいのは、これは唯一の資産税ですね。で、税というものが所得の再分配機能というものを持つていられるわけで、社会的な不公平を是正するといふ大きな存在意義があるわけだから、そういう意味から言いますと、何十億であろうと、同世代であるからとか、あるいは寄与があつたとならうと維持に役立ったとかというふうな理屈で、そういう税の所得の再分配機能というものを全く抹殺してしまうことは、私は、徴税当局としましては

ちよつと自給的なものじゃないかという感じがするんです。ですから、やはりこの際は、唯一の資産税として、そういう所得の再配分機能、社会的公正の是正という見地をもう少しあなた方に重く見ていただきたかった。そうなりますと、どうしても、上限を限るとか、もつときめ細かに世襲財産については特別な扱いをすることをいふことがきわめて望ましいと考えるわけです。まあ議論になるけれども、その点、あなたはそういう所得の再配分機能というものを重く見なかつたのはなぜか、そこをもうちよつとわかりやすくあなたに説明していただきたい。

○政府委員(中橋敬次郎君) 確かに、相続税は財産を端的に課税標準とした税で再配分をしようというのを目的とした税でございます。ただし、それを一挙に実現しますか、あるいは相続という財産移動のつど逐次やっていくかということ、いはば課税の程度と申しますか、累進度の問題として考えられるわけでございます。本来、理論的に申しますれば、こういう相続ということを契機にしまして財産の再配分を行うということも、一つのやり方としては、いろんな経路を通じていく財産についての、たとえば相続税の負担ならば、相続税の負担の総額はいかなる経路を通りまして、たとえば次代あるいはもう一つ次の世代に到達するまでの間も同じであるべきであるという議論がございます。それはまた、私は実現できれば非常に理想的な案だと思っておりますけれども、それはまた非常に迂回して、財産が次の世代あるいはその次の世代に移転してまいることについて負担を均等にするという制度はなかなかとりがたいわけでございますけれども、それが一番端的に出ておりますのは、やはり同世代間についての財産移動について相当な配慮をするというのが、実施可能なそういう制度だと思っております。したがって、いまその際の一時点における相続税の負担というだけをごらんだいただきますと、確かに改正前後においては配偶者の負担すべき相続税というものはゼロになります。

けに、その負担はいかに減税されて、しかもその額は、おっしゃいますように、遺産総額が多ければ多いほどその減税額というのは大きいというふうに立つわけでございますが、同世代間についての財産移動というものは、私が先ほど申しましたような観点から申しますれば、その一時点だけにおける相続というところをいいただかないで、やはり次代に至る三代目に至るといふことで、総合的な税負担、またそれによりましてこの財産の再配分ということが実現せられれば私はそれで十分ではないかというふうな思っておりますし、またそれだけの点で今回の改正をお願いしておりますわけでございます。先ほど来申し上げておりますように、第二の理由あるいは第三の理由、特に妻の座ということに端的に表現をされております。そういう夫婦共同生活のいわば凍結状態をつくるという、卑俗な言葉で申し上げれば、そういうふうな状態なんでございますけれども、そういうこともあなたが相続税として非常に不当なものであるというふうにも思わないわけでございます。

○大塚喬君 関連質問。
○委員長(松田徳太郎君) 関連を許します。
○大塚喬君 いま主税局長の答弁で、財産形成について妻の貢献度、寄与率というふうな話がございます。それから本人でなくて、先代からの遺産を相続した分については管理についての貢献というふうな話がありました。だとすれば、今度の改正でそれと逆行している面が見えるわけですね。婚姻期間が長いほど現在までは優遇されてきた。今度はそういうことが反対の方向に進んでおられるわけですが、その点は局長はどういうふうに御説明になりますか。
○政府委員(中橋敬次郎君) 確かにいまの配偶者に対する相続税の軽減につきましては、三千万円と申しますのは、婚姻期間が二十年をたったものでございますから、それよりも低いときには十年以上のことであれば金額は減ずることになっております。そういう婚姻期間の制度を今回この場

合には撤廃をするということで御提案を申し上げておりますのは、私が申しました理由に反対とは思いませんけれども、確かに今日までの制度から見ますれば、長い間連れ添った、ある程度連れ添った配偶者間における配慮というのから、今回はそういう制限を撤廃しておるといふことはおっしゃるとおりでございます。ただそのときに、先ほど来申し上げておりますように、私が申しております同世代間の財産移動という理由、あるいは第三の、夫婦の共同生活というものをそのままであるだけ存続させるといふ配慮も加えるという第三の理由から考えますれば、婚姻期間という制限もやはりそう固執しなくてもよろしいのではないかと、今回は、現行法によりまして十年以上というふうな婚姻期間の最小限度の期間というのを外すことをお願いしているわけでございます。

○大塚喬君 どうもいまの説明では、人を納得させるという説明にはまだ遠いという感じをいたすわけがあります。今度の、いま寺田委員からもお話をいたしましたように、相続税法の改正はやっぱり何か逆戻りをしておる、そういう法改正という感じを強くするわけでありまして、で、実際にその七五%という重課——重くなったという部分がございます。一体五億円以上、七五%の重課をされる対象というのはいくら何人何%ぐらいの数字になりますか。
○政府委員(中橋敬次郎君) 今日まで、私が持っております統計によりますと、三億円超という階級区分でございますけれども、三億円超の遺産額で課税を受けましたものは、被相続人の数で申しますと、四十八年度におきまして全体の一・六%、遺産額におきましては、全体の二・一%に当たっております。したがって、今回七五%の税率の適用を受けましたのは、これよりやや少ないものがあるかもしれませんが、四十八年度の数字でございますから、ほぼこれに近いものかもしれません。

○大塚喬君 この相続税法の改正がずいぶん大幅に思い切った改正で、私が大変依然として疑問に思っておりますことは、一体どのような相続税法という、一生のうち一回しかそういう機会がないわけでありまして、このような大幅の改正をするというところで、一体改正前と改正後と、たった一日の適用の日にちの違ひによって、全く大きな差別を受けるということになりますか、ずいぶん不公平なものが出てくると思っております。で、こういう一生に一回入場税やなんかのように、今週入場税はたまたま払うことがあつて、来週、来月もまた払うと、こういうことならば、そのことの適用によってそれほどの不公平ということはないと思つておられるけれども、一生に一度しか支払わないという性格のものになるだろうと思つておられるけれども、その際に、このような大幅な改正をするということは、余りにも不公平であり、配慮が足りないんじゃないか。こういう改正は、やっぱり逐次微調整という形でやっていると、そうしてそういう法改正というものが行われることがしかるべきである、こう考へておられるわけですが、その点については主税局長のようなお考へてございませう。

○政府委員(中橋敬次郎君) その点につきましては、本委員会において先日私もお答えいたしましたけれども、確かにわれわれは今後は大いに反省をしなければならぬのではないかと思っております。従来相続税の改正問題につきましては、私ども税制当局は、かなりの年限に一度相当長期に当ってはまるような税制として考へたものを改正案として御提案申し上げてきておるといふのが実例でございます。今回も実は大改正としましては昭和四十一年以来のものでございまして、その間におきまして若干の課税最低限の引き上げはございましたけれども、やはり今回のように、四十年に比べて四倍に上げるというふうなことは、あるいは税率の幅を今回のように緩和するということなどは、いわば十年に近い間に一度の改正でございます。したがって、昭和五十年以後に相

続が起る方と、それからそれより前に相続が行われた人についての負担というものについては確かに非常な差異がございます。今回の私の修正が大幅になりましては、やはりその間におきますところの土地とか物の価格上昇というものを反映してお願いをしておるわけでございますが、不幸にして今後もそういう大幅な価格上昇というものがかなり続きますならば、やはりいままでと違ひまして、ある程度の短い期間におきましても修正をお願いしなからざるを得ないかというふうに思っております。

所得税につきましては、大体これまでも毎年の消費者物価なんかを考へまして、ほとんど毎年課税最低限についての修正をお願いしてきたわけでございますけれども、相続税についても間隔を狭くして、そういう問題については調整措置を講ずる必要があるときには、修正をお願いすることが今後必要であるというふうに反省をいたしております。

○大塚喬君 本法改正のこの以前ですね。それとの差については、いまの答弁では何らの救済というか、均衡をとるための方策は答へになっておらないと思つてます。その点はいかがでしょうか。

○政府委員 中橋敬次郎君 その点につきましては、たとえば四十九年中に相続が行われた人については、今回に行われる修正を均てんさせるとか、そうしますと、またその前の前年はどうとかいうことになりまして、結局果てしないことになりまして、従来の改正と併せてこの法律案が成立しましたその年の、暦年以降の相続について適用することにして、一切さかのほりをしてないということにいたしております。

○大塚喬君 結構です。

○委員長(松垣徳太郎君) 速記をとめて。

○委員長(松垣徳太郎君) 速記を起して。
○野々山一三君 先般、法律と政令との関係において、法律上公益事業として非課税であるものを政令並びに基本通達で課税するということは通達

行政じやないか、本来法律を改めるべきではないかということ御質問申し上げたわけですが、結果としてどうもはつきりしないということの中断されておるわけですが、大蔵省及び関係文部省もいらつしやいますか、などその結果としてどういうお考えでございよう臨まれたかということをごまます伺いたいで。

○政府委員 中橋敬次郎君 先日の御質疑に對してましまつた御答弁ができなかったことをおわび申し上げます。その後従来におきます古い規定等全部参酌をいたしまして、今日の相続税法の第十二条三号におきますような規定の原形は昭和二十五年からできております。そのとき以後、昭和三十三年の政令改正まではおつしやいます。かなり違つた規定がございまして、三十三年におきまして今日実行されておりますようなかなり個人財産につきましても、いわゆる特別の利益を得るか否かということについての厳しい制限を盛り込んだ政令ができておることはそのとおりでございます。大体、相続税法第十二条におきまるところの、いわゆる公益事業につきましても、その後の経過を見てまいりますと、たとえば福祉法人でございますとか、その他のものについてはかなり法人化の進捗がございましたから、ほとんど相続税法の個人が承継するものとしての問題はなくなつておるわけでございますけれども、現在特に個人立としての公益事業の機能を果たしておるものとして、幼稚園がかなりあるわけでございます。今日すでに個人立の幼稚園を經營しております場合には、やはり同じように学校法人成りというところでございまして、相続税を非課税にす道がございまして、できるだけこれまでもそういう道をとつていただくようお願いをしまして、また、やがて、これは法人成りの要件というのがございまして、なかなか法人成りができないという事例もあつたようでございます。それで私も文部当局と相談をいたしましたして、学校法人成りが従来よりもやりやす

くなる方向で格段の措置をお願いするということ、まずこの道を拡張することによりまして、相続税の問題ができるだけ起らないようにいたしたいと考えておるわけでございます。しかしなお、学校法人成りの要件の緩和を行いましたとしても、やはり従来のいきさつからいまして、学校法人成りができないというものが残るというところは想像されるわけでございます。そういう場合にございまして、学校法人成りが一体どういふふうな緩和された以後におきましてもできないか、その理由を今後明らかにわれはしなけれはなりませんし、特に御指摘のように昭和三十三年以来十年間そういう実施をやつてまいりましたから、ほとんど実情等についても把握をいたしておりませんでした、あるいは個人財産としてそういう公益事業をやるものを、公益性をどういふふうな高めていったらいいかという問題が一番重点でございまして、今日の政令でございます。いわば特別の利益をもうとつてはいかぬということ、それを規定いたしておりますけれども、どこまでそれを公益性の確保ということ、個人財産ということとの調和を見出し得るかということ、今後私どもも十分実態を勉強いたしまして結論を得たいというふうに考えておるわけでございます。

○野々山一三君 むずかしいことは時間がないから、すばり言いますが、この前、三十三年に相続税法の文言を少し直しただけで、非課税であつたものが課税対象になるようになったわけですね。これは十二条の一項三号で「宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者が政令で定めるものが相続」云々と、こうなつていますね。そのものが相続「云々と、これは大臣、政令に任じてある用供する」と、これは大臣、政令に任じてある用供する、政令は何をやつてもいいということ、この前、非常に単純な話ですけれども、この前の話の続きですけれども、いままで非課税だつたものを政令に任じたという根拠だけで課税

対象にするということは、一体法律論としてどうなるんでしょうか。やはり政令が少し行き過ぎてゐるといふ、少しどころか大變行き過ぎてゐると、白が黒だつたといふことになるわけですから、それはどういふことなんでしょうか。私は、本来法律で改めるべきであるといふことを申し上げておるわけですが、いかがでしょうか、その理由及び法律論はかがかといふことをお伺いしてゐるわけでは。

○国務大臣(大平正秀君) 相続税法第十二条一項三号は「宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者が政令で定めるものが相続又は遺贈に因り取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確定なものである」としては相続税を課さない旨が規定されてございます。それでもし、これは政令でもちまして個人に帰属する財産を非課税にしてしまつたといふことをやつたとすれば、これは大變な逸脱であると私は思ひます。しかし、そういうことは私は政令はいたしてないと思ひます。けれども、野々山委員が言われるように、そこまでの逸脱はしてないけれども、その「公益を目的とする事業の用に供する」といふものの解釈で、相当大幅な政令の領域の中で選択をいたしておることは御指摘のとおりでございます。大きな土俵を外してないが、政令の改正で、従来の解釈に相当大きな変更を加えておることは私は事実だと思つております。

そこで、政府がやつたことはわかるじやないかという御理解をいただけるのか、政令としては少し勇み足じやないかというおしわけ、私はそういう御指摘もありはしないかと思つてございしますが、そのあたり、決して、政府当局が高ぶつた気持ちで、政令でおられたものが何でもやるんだというふうな気持ちでやつたわけでは決してないことは御理解をいただきたいものと思ひます。

○野々山一三君 公益事業といふものとのらえ方でございますけれども、学校教育法の一節の規定を大蔵省が四十年の四月三十日付で告示をしてい

ますのを御存じでしょうが。この中には、小学校から始まりまして、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、これは公益事業として認知しているわけなんです、告示では。だから私、あなたのおっしゃる行き過ぎではないかという議論は、公益事業という文言が、小さな話ですけれども、文言が一つでありながら、片一方では行き過ぎでない、片一方ではこれですと、こういうふうに相矛盾しているわけなんです。告示百五十四号の、公益事業の寄付行為は、これは非課税になっています。それは一体どういうことなんでしょう。幼稚園は、公益事業だからいいんだと、こうなっているんですけれども、どう違うんですか。これが一つです。

それから、個人の特別な利益を取得しているという点では、個人立幼稚園の例をとってみますと、それでは個人のものだから、個人のもので限界がつかないというお説ですが、実際問題として、一例を申し上げると、ある大学の教授が幼稚園を、個人立をつくりまして、給料は一銭ももらっていません。子供夫婦が、やっぱりだんなさんの方は学校の教諭、奥さんの方が園長と言われる。それから教授をやめたその創立者も園長と言われているわけで、一銭も給料をもらっていない。そうして区分は全部きちんと、これは幼稚園ですという規定をされて、そのものを私的に使っていない。にもかかわらず、これは公益事業だと、公共的な公益性を十分に認知されているにもかかわらず、これもやっぱり特別の個人が利益を取得しているという認識に立って課税しているわけなんです。しかも、あなたの出先であります信越国税局という現実的に話し合ったら、私立幼稚園の、個人立幼稚園の園長であるという地位が、特定の利益を取得しているんだという論理で、これは課税対象になっているわけです。そういう現実をどういうふうに御認識なさるんですか。

そこで、話を進めるために、いままでは法律で非課税になっておいたものを、政令で課税にする

ということ、それをさらに通達でもっと厳格に決めておるんですから、これは、法律を直すということによって、そこらの不明確な点を整理するということのお考えはないでしょうか。これが私の例を述べての——率直な大臣の見解を聞きたいんです。

○政府委員(中橋敬次郎君) いまお話しのように、学校教育法の学校の中には、もちろん幼稚園が入っておりますし、私どもの、寄付金につきましては税金を免除します場合について、それを公益事業として扱っておることも確かでございます。問題は、個人の財産がそういう公益事業に充てられておりますから、それを一体どういうふうにするか、個人立幼稚園に充てられると、個人の財産を確保するの。またそれに当たる公益事業という範疇にまだ限界としてとどまり得るのかという問題でございます。おっしゃいますように、全然特別な利益に当たるようなものもないのに、いわば経済的な利益がないのに、そういうものを排除するということもいかがかと思ひますし、そういう点につきましても、先ほど私が申しましたように、もう少し実態を勉強いたしました。そうして、個人財産でありながら、公益事業というものを一体どういうふうにするか、公益事業か、それについて、そこから、いわば労働を提供したときにどの程度の報酬というものが可能なのかとか、そういうような仕組みを一遍勉強いたしましたという気持ちでございます。

○野々山一三君 これは大臣、私率直に言つて、いま主税局長のお答えは、たとえばふる屋、たとえば八百屋さんというものも、それでは一緒にではないかという点になってしまふことを警戒されたい、個人立幼稚園というものを、公益事業という分野から非課税にするということとを避けたいというふうな感じが思ひますが、そこで、個人立幼稚園の問題だけにしぼりますが、個人立幼稚園は三十三年までは非課税だった。そして他の通達、教育法からいきましたも、これが公益事業である

という点、それをさらに通達でもっと厳格に決めておるんですから、これは、法律を直すということによって、そこらの不明確な点を整理するということのお考えはないでしょうか。これが私の例を述べての——率直な大臣の見解を聞きたいんです。

聞きますけれども、ふる屋さんは公益事業だどこかに、法律に書いてありますか。どこかに書いてありますか。書いてあったらひとつ全部読み上げてみてください。公共的な仕事であるという意味では私は認めます。公益事業であるというふうに書いてあるところがあつたらひとつ調べてください。見せてください。それと一緒になるから困るんだというところでこの私立幼稚園を切り離そうと、切り離そうというの、非課税にするというふうにはしたくないというの、おっしゃる気持ちがよろうと思ひますが、それでいいですか。

この二つの点をひとつはつきり教えてください。私はもう法律よりわからぬので、日本語で書いてある字しかわからぬので、本当にわかるように教えてください。そこは違いがあるなら違いがある

○政府委員(中橋敬次郎君) 公衆浴場業というものは公益事業というふうには恐らく書いたものはないと思ひますが、いま御指摘のように、公共的な事業であるという意味だろうと思ひます。私が申しましたのは、そういうものが入ってくることを恐れたらという点と、むしろ個人の財産を公益的な事業に向けたときに相続税が非課税になるという点でございますから、そのときににはやはり個人の財産でありながら、公益事業に充てられることをどういうふうにするか、公益事業に充てられることが一つ問題でございます。それからその公益事業というのから個人が何らかの利益を得るという場合に、一体どの程度までそういうものを得ても、なお公益事業にその財産を充てておるというふうに見えぬかという範囲を限定したいという気持ちで申し上げましたので、決して別に学術その他のいわゆる公益事業のほかのことを引用して申し上げたわけではございません。

○野々山一三君 そうしたら、ごく単純に言えば、他の規定、他の法律で公益事業だとして税の上からも行政上からも取り扱っているもの、それ

が個人立幼稚園であるということだつたら、その条件を規定しまして、そうして非課税にしたいというふうな思ひます。十七年知らぬ顔しておいたから課税になっている。だけれども、いままでやっておいたとおり、昔やっておいたとおりにすればいいじゃないですかということなんです。強いて言いますと、これは施行令の二条の中に、「第一条に規定する学校を設置し、運営する事業その他の宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業で、その事業活動により文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するところが著しいと認められるものを行う者とする。ただし、その者が個人である場合には第一号に掲げる」云々、つまり、社団法人等は財団以外はだめなんだという趣旨でしょう、これは。

そこで、やっぱり伺ひますけれども、先ほど言った、一銭も取得していない、区分された用地を使って個人立幼稚園をやっている、こういう状態は一体公益に奉仕しているというふうな考えられますか、考えられませんか。

○政府委員(中橋敬次郎君) それは幼稚園をやっています点は、先ほど読み上げられました「公益の増進に寄与するところが著しいと認められるもの」に該当すると思ひますが、個人であります場合に、その次の一号に特別な利益を与えるということがあつてはどうかという点でございます。で、そういうことがあるかという点で、私は先ほど申しましたように、全然、たとえば幼稚園の事業から経済的な利益を全然得てもいかにあるかという点になります。特別な利益と書いてありますその文言の解釈によりますので、特別な利益というの、相当の利益ということになるというふうな解釈をされます。

○野々山一三君 そうすると、たとえばいままで一銭も個人がその行い事業によって利益を取得してはいけないと、こういう取得しておれば個人が——個人でやっていると、こういうことになつたら、

これは全く公益の仕事をやっているから、あなたに相当な利益と言われるけど、相当とは幾らでしようか。私は所得税の観点から見まして、みなし法人青でやった場合には天井なしだということが言われますね。天井なし、制限がない。だから、百万もらっている人はそれはどうか、具体論で。三万円もらったおたらどうか。一銭でももらっちゃいけないと言ふのか。この点はどういふふうに認識したらいでしょうか。所得税法の観点から言えれば、常識的な給与を取得するというところでなければ、常識的な給与を取るといふことでは、ちやいかぬわけですね、もうけちやいかぬわけですから。そうすると限定されますよ、当然。相当といふことをあなたが言われるから、その相当とは何ですか。どの程度ですか。前向きに勉強したいと言ふんだから、相当といふやつ教えてくださいというのが私の率直な聞き方です。

○政府委員(中橋次郎君) その点はわれわれも今後実態を勉強いたしまして、相当といふものがどの程度であれば、本来公益事業をやっておりますその個人の経営者が受けるにふさわしいものかといふことを見出したいというのが、先ほど申し上げたところでございます。

それからもう一つは、そういう個人の財産を公益事業に充てていることでございますから、しかも、それは画一なるものでございまして、ずつと充てていただくといふことを一体どういふ形で担保しなければならぬかという点についても、その仕組みを私どもは勉強したい、この二点について今後研究いたしたいということでございます。

○野々山一三君 じゃ、答えを簡単に聞きますが、本来、大臣ね、これはどのわけのわからない論争をしなければならぬほど政令、基本通達で公益事業というものを非常に制限しているわけですか。本来法律を直すことはいかがですか。

第二に、法律は直さないにしても、とにかく通達をいま前向きに検討したいと言われる中身を通過などで直していく、そうして疑いを持てるだけ解消していくというお考えはありますか。もつと言え、政令を直した方がいんですけれども、政令のことは一応別にして、同じ考え方ですれば、法律、政令、通達を直して疑惑を解消したらいいんじゃないんですかという点について大臣のお考えを聞きたい。いかがですか。

○国務大臣(大平正秀君) 私は、まず本件、法律に罪はないと思うんです。法律十二条……

○野々山一三君 いや、法律に罪はないけど、政令が罪がある。

○国務大臣(大平正秀君) ですから、政令で定めるところによりと、その政令が、最初は非課税にしておいて、後いろいろな批判があったから、今度は課税するといふように政令が態度を決めたわけでございますが、それが思想が一貫しないんじゃないかといふところから、あなたの御批判が起こっておるわけでございます、それは私よく理解できるわけですが、ただ御理解得ておきたいのは、大蔵当局として、いや政令で、法律はともあれ政令で何でもしてやるんだぞというふうなおごつた気持ちでは頭ないんだということ、御理解いただきたいと思うのでございます。

そこで、この問題についてはもう申し上げるまでもないことでございますから、いろいろな学校法人成りの問題でございまして、法人成りを容易にする問題とか、法人成りがどうしてもできない場合で、しかも、幼稚園を継続して運営して公益目的を達成しようといふようなことを容易にできる道がないかというふうな問題を検討しようといふことでございますが、私の結論といたしましては、まず、法律を改正するといふ必要はないんじゃないかと思ひますが、政令、通達という段階で、どのようこのいま残された問題をやったらいいかということについては、真剣に検討するに私はやぶさかでございます。国会と行政政府の関係は、きょうだけのおつき合ひでございます。

で、しょっちゅうおつき合ひお願いしなければいけませんので、きょうばかりうまく逃げておつてうまく動まるわけじゃないか、これはわれわれのこれからの検討と、それから政令なり通達なりでどのようにやっていくかはよく御相談しながらこれやってまいらなければいけませんので、そういつた点には誠意をもつて対処してまいりますので、御高説を伺いながら、それから実態をよくわれわれも究明するつもりでございますが、われわれの認識の足らぬところはまた教えていただきながら、この公益目的を達して、けなげにやっておられる方々を、すから、そういう趣旨をどのように生かすかという点は、誠心誠意取り組んでまいらざるを得ないと思いますので、政令、通達という段階でどのように処置していくかは、前向きに対処していただきたいということをお願いいたします。

○野々山一三君 そうすると、私が指摘しているような個人立幼稚園というものは、かつて非課税であったことを踏まえて、その具体的な事例を検討して、政令、通達を改めるべきは改めると、こゝういふお考えだと何っていいですか。

○国務大臣(大平正秀君) 実態をよく調べて、いま仰せのような趣旨を生かすようにしてみたいと思ひます。

○野々山一三君 なら、あえて申し上げますけれども、これは農地でこの相続税の納税猶予というものをとることにしたわけですね。これはずばり言つて、国家目的からそういうことをお考えになつたんでしょね。私も、その趣旨は了とすところがあるわけですが、幼稚園というものも、私はある意味では国家目的だろと思ひますよ。公共的な幼稚園あるいは学校法人というふうなものにしたというお考えはわかるが、現実に二千、三千というものが存在していることは間違いないわけですか。これもまた国家目的の観点から、こゝういふ個人立幼稚園というものを生かして

いかなければならないと思ふんでございますよ。その趣旨をぜひお認めを願うという立場で、先ほどの前向きに検討ということを受けとめていいかということですか。

それから、文部省の方のお考えですけれども、学校法人にしてもらえばいいんだという考え方でいらいっしやる節がある。そこで、いままで国税庁との話し合いの経過から見まして、条件、基準を緩和したり、運営についても考慮すると、したがって、学校法人にどうお考えですけれども、具体案をひとつ——もう私こんなことをここで申し上げては悪いですけども、三、四カ月前から具体案を示さないといふことを申し上げておつたんですけれども、この点についてはお答えをいただきたい。

前者の方はひとつ大臣の方で、これはやっぱり国家目的という認識に立ってほしい、立つべきだ。だから、他の通達、告示なんかで公益事業として認知しているわけでございますから、その思想を、農業云々の問題と同じような観点から前向きに処理するんですかと聞いているわけですか、それをまず何つた上で文部省の方の見解を。

○国務大臣(大平正秀君) 幼児教育の立場から、公益目的を尊重するといふ法律の精神はあくまでも保持していかなければならぬと思ひますし、その実行に当たりますれば、文部当局とよく打ち合わせをしながら、目的達成に役立つようにもちまも考えてあげなければならぬと、私は思ひます。

○政府委員(今村武俊君) 大蔵省と相談いたした話が話を進めてまいりましたので、大蔵当局から御答弁があつたことを文部省のサイドから整理して申し上げるだけの結果になると思ひます。この前のお話でございますから、あるいはまたそれ以前からも文部省としては、学校教育法のたてまえに従つて、個人立幼稚園の学校法人化を進めていられるわけですが、にもかかわらず、御指摘のない事実でございます。そしてその個人立幼稚園

園が学校教育法に定める諸条件に従って、正規の法定の教員によって文部大臣の定める学習指導要領の基準によって、公的色彩の強い教育を推進することも、また仰せのとおりでございます。

それで、私どもの方といたしましては、個人立幼稚園がそういう公的色彩を持ちながらも、なおまた個人的な使用に供されておると、その調和の問題をどう考えるかという問題につきましまして、相統税法の施行令第二条ただし書きに、ただし、個人立幼稚園を除くとは書いてなくて、個人立幼稚園であつてこれの場合、というように限定がしてございます。その点を大蔵省当局において、従前よりももう少し公的色彩という面に着眼をして、そのただし書きの運用を考えていただけないかというようなお願いをし、先ほどのような御答弁もいただいたわけでございます。一方また文部省としては、学校法人化を促進するという方向では、幼稚園設置基準の弾力化の問題、あるいは法人化の場合の法人設立の都道府県知事の認可の場合の諸条件の緩和、そういうことについて努力をすべく検討をしてきたところでございますが、いままですにきのうから始まつております都道府県の私学主管課長会議の事情聴取において、その辺の都道府県の実態を克明に聴取し始めたところでございます。そういう方向を確立した。結局、先ほどから大蔵当局の御答弁を文部省のサイドから言い直したばかりでございますが、そんなことでございます。

○野々山一三君　そうすると、文部省側は個人立幼稚園というものが学校法人の観点からという意味では、当然そうなりたい、そうあつてほしい、これが一つだ。しかし、個人立というものが存在する。それは本来公益的な文化教育の観点からやつておるのであるから、これは非課税であつてほしいということが文部省側の見解だと聞いてい

○政府委員(今村武俊君)　相統税法施行令の第二条ただし書きに全く該当する場合がありますが、個人的な色彩が非常に強い場合、そういう場合、

ケース・バイ・ケース、事実の問題でございませうから、また税務当局のお立場もおありなことで、文部省余り強く申し上げられない、そのケース・バイ・ケースの個々の事実については、しかし、一般論として言へば、個人立幼稚園の公的色彩を従前よりももうちょっと強く認識をしていただきて、ケース・バイ・ケースの御判断をしていただきたいというお願ひ、連絡を申し上げた次第でございます。

○野々山一三君　これ、時間がありませんからやめますけれども、文部省側の考え方と大蔵省側の考え方との間に一致しないのです。このところが、本来なら私は両省の統一見解を示してもらいたい、これが本場の問題。

それから第二は、設置基準などを緩和すると言うが、大学も学校法人、幼稚園も学校法人というところなんですから、この点が相当程度緩和するところでございます。そうでしょう。そこを速やかに整理をしてもらうということが必要だと思ひます。そして、純粋な個人が利益を取ります、しないの問題については、百万円も一円もゼロも同じだという考え方は、これはどうしたつて成り立たないというふうに思ひます。この点も整理をしてもらわなければ、問題の解決はできないというふうに思ひます。これはだれが罪だ、法律が罪じゃないというお話があつたが、政令が罪であつた、政府が間違つたことをやつておつたり、行政当局の見解の不一致というものがどういふ問題を起しているのだということを十分ひつと大臣御認識いただいて、速やかにこの問題を解決するといふこと、趣旨を御確認いただければ、これで質問をやめますけれども、いかがですか。

○国務大臣(大平正芳君)　文部省とよく打ち合わせると。その打ち合わせも、よく教育目的といふものをごちら側でよく理解した上で、実態に即してできるだけ教育目的を達成できるように税務当局としても配慮できるような工夫を政令、

通達段階で考へて、いまの御指摘の問題については実のある解決をいたしたいものと思ひます。

○委員長(松垣徳太郎君)　この際、委員の異動について報告いたします。

本日、藤田正明君、藤田進君が委員を辞任され、その補欠としてそれぞれ山崎竜男君、戸田菊雄君が選任されました。

○委員長(松垣徳太郎君)　他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君)　御異議ないと認めます。

午後六時まで休憩いたします。

提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。案文は、すでにお手元に配付してございますので、その朗読は省略させていただきます。

政府原案は、地価の高騰、物価調整等の理由のもとに控除額の引き上げ、税率の引き下げ等を行い、負担の軽減を図ることとしておりますが、その内容にはいろいろと問題点が見受けられるのであります。

本修正案は、その中から特に改善を要するものとして、次の二点について修正を行おうとするものであります。

その第一は、妻の座優遇の名のもとに、現行の婚姻期間二十年の場合の遺産額三千万円という非課税限度を一挙に取り外して、婚姻期間制限なし、遺産総額の三分の一以内であれば金額的には青天井としておりますことは、税制における資産家優遇の最たるものであります。

この改正により恩恵を受けるのは、わずか千数百人の金持ちの妻の座であり、しかも、現行では、何千万円、何億円とかかる相続税がただになるのであります。これはまさに、三木内閣の看板としていたる社会的公正の是正に逆行するものであります。

以上の観点から、修正案の第一は、遺産総額の三分の一の非課税限度について、最高一億円の金額の制限を設けることといたしております。

第二に、政府原案では、前に述べましたとおり、相続税の配偶者の税額軽減については、婚姻期間の制限を外しながら、贈与税の居住用不動産の配偶者控除については二十年の期間制限をそのままにしてありますが、これは著しく片手落ちな取り扱ひであり、妻の座優遇の見地から首尾一貫しないものであります。

のであります。

そのような見地から、贈与税における配偶者控除の適用要件の一つであります婚姻期間につきまして、現行の二十年以上を十年以上と短縮することにいたしましたものであります。

以上の二点が修正案の概要であります。何とぞ御審議の上、御賛成賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長(松垣徳太郎君) それでは、ただいまの修正案に対し質疑のある方は順次御発言願います。別に御発言もないようですから、これより原案並びに修正案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようでございますから、これより直ちに採決に入ります。

相統税法の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案について採決いたします。

まず、辻君提出の修正案を問題に供します。辻君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松垣徳太郎君) 可否同数と認めます。よって、国会法第五十条後段の規定に基づき、委員長において本案に対する可否を決します。本案については、委員長はこれを否決すべきものと決定いたします。

それでは次に、原案全部を問題に供します。それでは次に、原案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松垣徳太郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

鈴木君から発言を求められておりますのでこれを許します。鈴木君

○鈴木一弘君 私は、ただいま可決されました相続税法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党、第二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

相続税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、左記事項の推進に努めるべきである。一、相続税課税の本来の趣旨に則り、税率及び課税最低限について引き続き検討を行なうこと。二、公益事業用財産に対する課税については、相続税の非課税財産規定に従い、現状において明確を欠く個人立公益事業用財産につき、必要な制限を付した上、特別の措置を講ずること。

一、相続後引き続き用に供する中小企業者の事業用財産、標準的な居住用財産は、相続税課税によりその維持に困難をきたしている現状にかえりみ、土地評価についての改善等の配慮を行なうこと。右決議する。

以上でございます。

○委員長(松垣徳太郎君) ただいま鈴木君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松垣徳太郎君) 全会一致と認めます。よって、鈴木君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、大平大蔵大臣から発言を求められておりますので、これを許します。大平大蔵大臣。

○国務大臣(大平正芳君) 政府といたしましては、ただいま御決議いただきました附帯決議につきまして、その趣旨を十分尊重いたす所存でございます。

○委員長(松垣徳太郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松垣徳太郎君) 次に、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上三法案を便宜一括して議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。大平大蔵大臣。

○国務大臣(大平正芳君) ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外三法律案につきましては提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、所得税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、昭和四十九年度税制改正において所得税の画期的な減税を行ったところでありますが、昭和五十年度においても、今次の税制改正の一環として、最近における国民負担の状況にかんがみ、各種所得控除の引き上げなどにより所得税負担の軽減を図るため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一は、人的控除の引き上げであります。

すなわち、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除を、それぞれ現行の二十四万円から二十六万円に引き上げることといたしております。この結果、昭和五十年分の課税最低限は、昭和四十九年度の所得税減税の平年度化が大きいことをも反映して、夫婦と子供二人の給与所得者の場合で、昭和四十九年分の百五十万円から百八十三万円へと三十三万円程度引き上げられることとなります。

第二に、福祉政策等の見地から障害者控除等の特別な人的控除についても、一般的な控除とあわせて引き上げを行うことといたしておりますが、その引き上げ幅は一般的な控除の倍額といたして

おります。

すなわち、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除を、それぞれ現行の十六万円から二十万円に、特別障害者控除を二十四万円から二十八万円に引き上げますとともに、老人扶養控除を二十八万円から三十二万円に引き上げることといたしております。

第三に、退職所得の特別控除額を、勤続年数二十年までは一年につき二十五万円、勤続年数二十年超については一年につき五十万円に引き上げることといたしております。この結果、勤続年数三十年の場合の退職所得の特別控除額は、現行の八百万円から一千万円に引き上げられることとなります。

第四に、中小企業対策の一環として、白色申告者の専従者控除を現行の三十万円から四十万円に引き上げることといたしております。

第五に、医療費控除について、医療費支出の実情に即しつつ、その拡充を図るため、最高限度を現行の百万円から二百万円に引き上げますとともに、いわゆる足切り限度のうちの定額基準を現行の十万円から五万円に引き下げることといたしております。

第六に、山林所得等の特別控除額の引き上げを行うなど、実情に応じたきめ細かな改正を行うことといたしております。

すなわち、山林所得、譲渡所得及び一時所得の特別控除額をそれぞれ現行の四十万円から五十万円に引き上げますほか、給与所得者が確定申告を要しない限度額を、年間給与収入については現行の八百万円から一千万円に、給与以外のその他の所得については現行の十万円から二十万円にそれぞれ引き上げ、また、予定納税を要しない予定納税基準額の限度額を現行の三万円から五万円に引き上げるなどの措置を講ずることといたしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

次に、法人税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、同族会社の留保所得に対する課税を軽減し、また商法改正に伴う制度の整備を図るため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

すなわち、第一に、同族会社につきましては、各事業年度の留保所得のうち一定の控除額を超える部分について、特別の税率により法人税を課税いたしておりますが、この場合の定額控除を現行の年一千万円から年一千万円に引き上げることとしたしております。

第二に、法人税の確定申告書は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に提出しなければならぬこととなっておりますが、改正商法の施行に伴い、会計監査人の監査を要する等の理由により決算の確定が困難となる法人につきましては、一定の条件のもとに、その提出期限を一月延長することができるといふ制度を設けることとしたしております。

最後に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、利子・配当課税の特例の見直しを初めとして租税特別措置の整理合理化を推進するとともに、福祉対策、公害対策その他に資するための所要の措置を講ずることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一は、利子・配当課税の改善合理化であります。すなわち、利子・配当所得の源泉分離選択課税制度について、選択税率を二五％から三〇％に引き上げました上、その適用期限を五年延長することとしたしております。

第二は、土地譲渡所得課税の適正化であります。すなわち、個人の長期譲渡所得の分離比例課税制度は適用期限の到来とともに廃止し、新たに五年間の時限措置として、譲渡益二千万円以下

下の部分については、二〇％の税率により課税し、譲渡益二千万円超の部分については、本則の二分の一総合課税にかえて四分の三総合課税とすることとし、また、短期譲渡所得の分離重課税制度の適用期限を五年延長する等の措置を講ずることとしたしております。

第三は、既存の特別措置の整理合理化であります。すなわち、海外投資等損失準備金について、先進地域に対する投融資で資源開発以外のものに係る制度を廃止するとともに、価格変動準備金制度について、後入れ先出し法により評価しているたな卸し資産をその対象から除外するなどの整理合理化を行うこととしたしております。

第四は、農地に対する相続税の納税猶予制度の創設であります。すなわち、農地の相続人が農業を継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予することとし、その相続人が次の相続までまたは相続税の申告期限後二十年間農業を継続した場合には、猶予税額の納付を免除することとしたしております。

第五は、福祉対策に資するための措置であります。すなわち、老年者年金特別控除額を六十万円から七十八万円に引き上げるとともに、障害者を雇用する場合の割引増し償却制度の適用期限を二年延長することとしたしております。

第六は、勤労者財産形成、住宅対策に資するための措置であります。すなわち、住宅貯蓄控除制度の控除割合及び控除限度額を引き上げるとともに、住宅取得控除制度及び新築貸家住宅の割引増し償却制度について、その適用期限を二年延長することとしたしております。

第七は、中小企業対策に資するための措置であります。すなわち、中小企業構造改善計画等に基づき、中小企業者が負担する試験研究費賦課金を任意償却の対象に加えますほか、中小企業新分野進出計画に基づき廃業される施設等について加速償却を認めることとしたしております。

第八は、公害対策に資するための措置であります。すなわち、昭和五十一年度の自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合する乗用自動車及び電気モーターとする乗用自動車の開発普及を促進するため、一定の期間、物品税の課税標準を減額することとしたしております。

第九は、資源対策に資するための措置であります。すなわち、探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除制度の対象に海外自主開発法人からの引き取り鉱石に係る採掘所得を追加いたしますとともに、海外投資等損失準備金制度について、対象資産等の拡充を行うこととしたしております。

以上のほか、交際費の損金不算入制度等、期限の到来する措置について、実情に応じその適用期限を延長する等所要の措置を講ずることとしたしております。

以上、所得税法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(松垣徳太郎君) これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 大蔵大臣にお尋ねいたしますけれども、現行の所得税法によりますと、配当所得につきましても、標準世帯の場合、現実に課税対象となるのは四百万円以上でないかと、課税の対象になりませんか。これは勤労所得の場合と比較いたしますと、著しく均衡を失うように思いますが、これについて大臣の御所見いかがでしょうか。

○国務大臣(大平正芳君) これは日本の税制が、法人につきましても擬制をとっております関係上、配当につきましても第一次的に法人税がかけら

れておるといふことに起因するわけで、決して私には不均衡になっていないとは思いませんけれども、具体的な御質問でございますので、主税局長から御答弁させます。

○政府委員(中橋敏次郎君) 大臣からお話ございましたように、わが国の法人税が、法人が利益を得たものについてかかるわけでございますけれども、その課税済みの利益から払われます配当を受け取ります側におきまして、法人の段階でかけられました法人税を調整する制度をとっておるわけでございます。

したがって、株主が法人でございますれば、その受け取り配当についての益金不算入制度というのがございますし、株主が個人でございますれば、受け取りました配当について、配当控除制度があるわけでございます。

それで受け取りました、個人につきましても申しますと、受け取りました配当の通常は二〇％がその納めるべき所得税から引けるわけでございまして、その配当控除制度で控除できる所得税がございまして、夫婦及び子供二人の家庭におきましては、配当だけを受け取りました場合には、四百五十万円まで所得税がかからないということになるのは、御指摘のとおりでございます。しかし、その受け取りました配当につきましては、法人の段階で法人税が二百二十八万円かかっておるわけでございまして、それを受け取りました個人株主の段階で調整しようという制度をとっておりますために、受け取りました個人の段階では、所得税を納めることがないという結果になるわけでござい

ます。

○寺田熊雄君 これは諸外国の例と比べまして、諸外国の場合は、たとえばイギリスの場合法人税を五二％にしておりますね。わが国の場合はこれが四〇％ですね、そのかわりイギリスの場合は俗にインビューションシステムですが、そういうものをとっておくことは、局長よく御存じでしょうけれども、それとの比較において考えた場合が、一つの問題点がありますが、それから法人

の段階で取ったからといって、そのゆえに勤労所得との不均衡が解消するところまで、あきままで所得税を個人の所得、個人が納める税額というその立場で論じていかなければいけないので、その上の法人の段階で納めているからといって、個人の立場においての不均衡というものは、それで解消するところまで、あきままで論じていかなければいけないところだと思いますが、この二つについてどうですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) あとの方の御質問の、個人につきまして所得税を取っておくことはそのとおりでございますけれども、問題は、法人の段階で、配当の原質になりました法人の利益について納めました法人税を、受け取りの株主たる個人の段階の所得税で調整する必要があるか認めないかという制度の問題であると思えます。それで、おっしゃいますように、たとえば英国におきましては、そういう制度を最近の改正によりまして、いわばまあインベンション方式として、十分その調整をやるという制度に切りかえたわけでございます。その切りかえの前には、また全然調整をやらないでおこうという制度を短期間とった時期がございまして、そのまた前には完全に調整しようという時期がございました。それから余り調整を要しないという国としましては、アメリカがございまして、それからたとえば、フランスにおきましては、二分の一につきましては調整をしようという制度をとっておりますし、ドイツにおきましては、わが国のような配当課税の税率をとりながらも、受け取り株主の段階で調整を要しないという制度をとっておりますけれども、現在改正法案を提出中でございますが、その案によりますれば、やはりまたこれもインベンション方式を全面的に実施しようというふうな考え方でございまして、それぞれ各国の法人税に対する調整の是非ということについていろいろな考え方がございまして、また同じ国につきましても、先ほど御説明しましたように、歴

史的にこう揺れ動いておるようなところがございまして。わが国は、シャウプ勧告の時期以後完全に、その前から少しいろ調整を始めたのでございまして、主として、シャウプ勧告を採用いたしました昭和二十五年以後、完全な調整ではございませぬけれども、先ほど御説明いたしました配当控除という形で、受け取り配当の何%を所得税から引くという制度をとってまいりました。しかし、漸次その配当控除の率を減額してまいりました。三十六年に配当に対する法人税率を今日のように軽減をいたしました。そのときには、法人税率が下がったわけでございますから、配当控除の率を四分の一削減するということもいたしました。今日に至った次第でございます。

そこで、今後におきます、こういう法人利益に対する法人税を、そこから払われる配当について調整すべきかどうかという問題は、先ほど申しました各国の例、あるいはわが国の今日までの歴史というものを考えあわせながら、税制調査会におきまして、法人税の基本的な仕組みというものをもう一遍根本的に御検討いただくということで、御議論をお願いしておるところでございます。

○寺田熊雄君 その間の脈絡を、法人と株主との間の税金にまで波及さしていく、リンクさしていくというものは、結局法人擬制説がやっぱり基本になっていまして、ただ、いまの、たとえば大法人などを見ても、これはもう何人がこう揺り動かしても、これはびくともしないような社会的な実在というものをしっかりと持っておるわけですね、それが国際的にまで活動の範囲を広げて、日本の経済に恐ろしい影響力を保持しています。また、政治献金なども、これは個々の株主の意思などというものを全く無視した、独自の人格というか、独自の主張というものを強く押し出して、そうしてその好むところの政党に献金していく、たとえば株主が、個人的な者の数からいって、これは社会党なら社会党、あるいは公明党なら公明党の支持者の方が多いかもしれない、しかし、

法人としては独自の意思というものを決めて、それで自民党なら自民党に献金していく。これはもう個々の株主の意思の離れた社会的実在としてとらえないと、どうしても解釈できないわけですね。だから、何か古くさい法人擬制説というふうなものに執着して、そうして税金まで法人とすのは実態に合わない。しかも、個人の段階における不公平というものは、これは消したいものがあるんです。われわれは常に現在の税制の不公平ということについて、この問題をとらえて説得するわけですね。何人もこれを了解するわけですね。おんなりリンクさしているからして、結局、公平さにおいて変わりがないと言っても、素朴な庶民感情では理解し得ないものがある。これはやっぱり四百五十万円まで、片方はこれは不労所得である、片方は営々と額に汗をして、しかも、百八十三万円しか非課税の限度がない、この不均衡は消したいものがある。だから、これはやっぱり少し検討すべきであると考えますが、どうでしょう。大臣、これは政治的な問題ですが、どうとらえるかということだと思っております。

○国務大臣(大平正芳君) 仰せのとおり、法人をどうとらえるかということだと思っております。これの、このとらえ方が、世界的に思想揺れ動いておるといふことだと思っております。わが国におきましても、税制におきましては、擬制説をとりながら、政府・与党は政治資金の大半を法人に仰いでおるといふ状態なんぞでございます。仰せのように、これは思想的にどのように整理していくか、税制全体の中で考え抜いていかなければならぬことと思っております。で、先ほど局長も御披露申し上げましたように、税制調査会で御検討をいたさ始めておるようでございます。本委員会におきましても、さらに発展した御議論が拝聴できると思っていますし、また専門家の御意見も十分私も虚心に聞いてみたいと考えております。

○寺田熊雄君 大臣のいまの御答弁は、税制調査会や、当委員会の意見を十分に聞いて、これについて新しい角度から検討を進めていくと、こういうことに承つてよろしいですか。

○国務大臣(大平正芳君) 常に検討を進めて改善すべきものは改善していくという姿勢でなければならぬと私は考えております。

○寺田熊雄君 その問題は大臣の御誠意といいますが、それを信頼してこれで終えますが、時間もたかたかです。最後に一つだけお聞きしたいのは、労働組合、これは勤労大衆というものは、大部分が労働組合に多かれ少なかれ所属している。もともと非組合員——組合がまだ組織されていない職場というのなかなり多いわけですね。しかし、一千万を超える勤労者というものが労働組合に加入しておるわけですね。その労働組合費というものは、もう毎月かなりの額が給料から差引かれておるといふのが、いまの日本の現状なんですね。これを所得から特別に控除すべきではないかというふうにご考慮するんですが、この点はいかがですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 労働組合費を労働者が多数払っておることはおっしゃるとおりだと思います。それで、今日のが国の所得税では、給与所得につきましては、給与所得控除ということと、概括的に一括しまして、それに要しますいわゆる必要経費も引いておられますし、また給与所得に伴いますところのいろいろな担税力というものをに対する配慮もしておるつもりでございます。そこで、おっしゃいますように、労働組合費がいわゆる給与所得を得ますための必要経費であるかどうかという問題につきまして、いろいろ御議論がございまして、今日のが国の給与所得控除の制度が、先ほど御説明しましたように一括控除の制度でございまして、その中に含まれておるかいないかということについては、十分議論をする必要もありません。今日に至ったわけでございます。

おっしゃいますように、かなりの給与所得者がそれを払っておりますから、そういう給与所得控

除と別建てにそれを引くべきでないかという御主張だと思えますけれども、私もやはり一括し、そして、そういう必要経費も含めまして、給与所得控除という制度がありますから、その中で引かれるものは引かれますし、それをさらに別建てで控除するという制度は、今日の給与所得控除をとってあります以上、なかなかむずかしいというふうに考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 いまの御答弁だと、現行の給与所得控除、一括控除ね、それが労働組合費というものを予定しておったのか、つまりその中に包摂したものと制度化されたのか、それともそういうものは全く予想しておらずに決められたものか、その点があなただの御答弁じゃはつきりしないんですよ。そこをはつきりさせてもらいた

い。
○政府委員(中橋敬次郎君) その点は、給与所得控除制度を設けたときに、十分、どんな必要経費がその中に算定されるべきであるかという議論は実は行われていなかったと思えます。今日、たとえ労働組合費がそれではその中に入る必要経費なのかどうかという御議論はいろいろ行われておりますし、またそれについての私どもの公式的な見解というものはなかなか一致しないわけでございますけれども、それは、労働組合費が一体必要経費であるかどうかという点を詰めてみましても、いまの概括控除制度のもとにおきましては実益もございませんで、そこまでやらないわけでございます。実際控除制度をとりますれば、確かに一体どういふ経費が給与所得を得るために必要な経費として認められるべきかという規定が必要になるわけでございます。現にそういう実額控除制度を認めております国におきましても、ある国はそういうものを実額控除の中に入れておる国もございませんで、また認めないという国もございませんで、ですから、そこをどういふ今日のが国の給与所得控除制度のもとにおきましては、あまり詰めていない現状でございますし、またそれを詰める必要もないということでは

日までやってきたと思っております。

○寺田熊雄君 必要がないというのは、いままでそういう議論が余り行われておりませんでしたから、あなたの御答弁がそういうふうになると思うんで、あなたも、いま労働組合費というものが次第に多額になってきまして、御承知のように一カ月に給与全体が上がっていきまして、その一%というふうなものでも非常に額が多い。しかも、ストライキなどをやる場合に、特別な組合費の徴収というものもあり、それから組織内の候補者を出す場合に、特別な組合費というものを徴収するということになると、かなりの額、これは万単位の額が事実上強制的に徴収されるというものになるんで、ですから、これはもう現実の必要になってきたわけでは

す。
それからもう一つは、あなたの実態の把握が大切だと思っておりますが、未組織の組合の場合に、三十年間も動続した人が、わずかに四万円の給与しか得られなかったというのがあります。ところが労働組合をつくって、そんなばかなことあるかという、組合運動の成果として一挙にそれが倍額の八万円になったというふうな実例があるわけですね。そうすると、それはやはり労働組合運動の成果として給与というものは倍額になって得られたんだという、これは評価を受けざるを得ないわけですね。ですから、それはやはり給与の、これはもう収入の否定しがい必要経費だということが現実には言えると思っております。何か恩恵的に使用者が給料を望ましい程度に上げていくというふうなことは実態にそぐわないわけですね。ですから、これは真剣に検討してもらいたい。やはりこれもあなたの方に一括控除の額に加わってないというならば、それはやっぱり一括控除の額に加えた計算で、その額を盛っていただかなければいけませんし、特別控除の制度を設けて、これを控除するなり真剣に検討していただきたいと思っております。

○政府委員(中橋敬次郎君) 昨年の大改正におきまして、所得税の給与所得控除というのを大幅に

引き上げていただいたわけでございます。それで最低が五十万円、あるいは低い給与のところでは四〇%ということになったわけでございますから、私もやはり、いわゆる必要経費を個別に積み上げてみましても、それを上回るころの給与所得控除というのが昨年の改正で実現できたのではないかと、さういふふうに思っております。そのほかに、さらに給与所得のいわゆる担税力の弱さとか、源泉徴収に伴いますところの前払いをせざるを得ないというふうなものとか、いろんなものを積み上げてみましても、やはりかなりその中の要素としましては、給与所得に伴いますところの特別に要する配慮というものも勘案して、昨年の大きな改正が行われたのではないかと思っております。その上で、おっしゃいますように、労働組合費が非常に上がってまいりましたとしまして、仮にそれを必要経費として中へ入れて計算しましても、そのほかのいろんな必要経費を加算いたしましても、現行におきましますところの給与所得控除の高さというものは、それは相当高い水準であると思っております。そういう点から言いますと、特別に労働組合費がありますために、給与所得控除をさらに引き上げる必要が、いま直ちに起こるかとか、あるいは別枠でそういうものを考えなければならぬというふうな事態では今日はないというふうに考えております。

○寺田熊雄君 それですと、労働組合費を納めずじ給与に達したという人と、他の労働組合の先頭に立って組合運動をして、全体のレベルを引き上げることに非常に貢献した人と、不均衡になるのですよ。御承知のように労働組合では、一生懸命労働組合運動をやって給与を引き上げるための、いわゆる全体を引っ張っていく牽引車の役割をする組合があります。そういう人と、日和見で何にもせずにその成果を均てんするということとある。非常に不均衡になるんで、それからまた、組合を組織してない人も、ある程度、組合運動の成果で全体が上がることによって、自分の給与も自然

に上がっていくことがあるわけ、そういう点の不均衡を考えましても、これはやはり真剣に考慮していただくべきことだと思えますよ。それともう一つは、局長のおっしゃるの、全然考えていなかったようにもとれるんで、考えていなかったとすると、やはりそれを考慮してどうしても制度化する必要というものが、やっていただかないと課税上の不均衡を生ずる。もうちょっとそこら辺は検討してもらいたいと思えます。

○政府委員(中橋敬次郎君) 今日におきまします国の給与所得控除制度は、先ほど御説明しましたように、概括的な控除でございますから、人、人によりまして、あるいは多く必要経費がかかった人については、その分の余裕が少なくなっておる、あるいは少ない必要経費の人には、他の人比べて余裕が多いという御批判は避けがたいと思っております。それが概括控除の、執行面もいろいろ考えました結果でございます。非常にその概括控除では容許し切れないというふうなことになるならば、外国で採用しておりますように、実額控除制度というふうなものも検討しなざるを得ないと思えますけれども、先ほど申しましたように、かなり高い水準に給与所得控除の線を設けておきますれば、私はあえて概括控除制度に加えて実額控除制度を導入する必要はないんで、昨年の大改正においては、かなり思い切ったそういう点の配慮がなされたというふうな思っております。それで、一体それは四〇%なら四〇%の率を算定いたしますときに、どういふ経費が積み上げて計算されましたかという点になりますと、おっしゃいますように一つ一つの費目について別に積算したものでございませんで、やはり従来からの経緯、それから先ほど申しましたようにある程度概括的でございますから、高目によつておる、しかも、給与の低い方に厚くしておくと、そういう制度で今日できると一つ一つこういうものは入って、入ってない

いう分別計算は実はやっていないわけでございます。...

○寺田熊雄君 あまり時間がないようですから論...

○国務大臣(大平正芳君) いま局長からお話が...

○委員長(松垣徳太郎君) 本法案に対する本日の...

○委員長(松垣徳太郎君) 参考人の出席要求に關...

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認めま...

「異議なし」と呼ぶ者あり

「異議なし」と呼ぶ者あり

「異議なし」と呼ぶ者あり

「異議なし」と呼ぶ者あり

「異議なし」と呼ぶ者あり

「異議なし」と呼ぶ者あり

「異議なし」と呼ぶ者あり

「異議なし」と呼ぶ者あり

「異議なし」と呼ぶ者あり

「異議なし」と呼ぶ者あり

「異議なし」と呼ぶ者あり

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さ...

本日はこれにて散会いたします。

午後七時十分散会

〔参照〕

相統税法の一部を改正する法律案に対する...

修正案

相統税法の一部を改正する法律案の一部を次の...

第十九条の二第二項第二号イの改正規定中、「四...

第二十一条の五の改正規定中「より」に「の...

下に、「二十年」を「十年」に、「改め」の...

下に、「同条第二項中「二十年」を「十年」に改...

め」を、「削り」の下に、「二十年」を「十年」...

に改め」を加える。

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、閉鎖機関令により閉鎖された朝鮮、台湾、阿...

銀行に在外預金をした者に係る預金残額の未...

払分につき政府取得分の弁済に關する請願...

(第一五七四号)

一五号(第一九二六号)(第一九一七号)(第一...

一九二二号(第一九二二二号)(第一九二二二二...

九号(第一九二七号)(第一九二八号)(第一九二...

三二二号(第一九三三三三三三三三三三三三三...

九三三三三三三三三三三三三三三三三三三三...

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三...

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三...

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三...

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三...

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三...

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三...

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三...

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三...

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三...

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三...

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三...

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三...

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三...

在外預送金者に返還充當されたい。

理由

一、納付金・清算税合計六十八億五千三百四万三...

千五百一円は、憲法・民法等諸法に照らしてみ...

ても、政府が国民の預送金財産を理由なく取得...

したことになつてゐる。

二、終戦直後と異なり今や政府の財政は豊かにな...

り、又、現在このような不法が明確である以...

上、取得分財産の返還の道が講ぜられるべきで...

ある。(資料添附)

第一五八三三三三三三三三三三三三三三三三...

企業組合に対する課税の適正化に關する請願...

請願者 岐阜市數田八ノ五八ノ二岐阜県中...

井上勉

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六五九号 昭和五十年三月十日受理

企業組合に対する課税の適正化に關する請願(八...

鉄工企業組合理事長 杉澤雄次外

七名

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一八一三〇号 昭和五十年三月十二日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願(九通)

請願者 鳥取市布勢一五企業組合クラウ

ン金網工場理事長 尾崎芳春外八名

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一五八四〇号 昭和五十年三月七日受理

入場税撤廃に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市南旭ヶ丘三ノ一二ノ

二三 筒井利夫外三千三百十九名

紹介議員 久保田藤麿君

この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。

第一六五三〇号 昭和五十年三月八日受理

入場税撤廃に関する請願

請願者 広島市二葉の里三ノ四ノ八ノ四〇

八 佐々木英俊外五百九名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。

第一六五六〇号 昭和五十年三月八日受理

入場税撤廃に関する請願

請願者 北九州市小倉南区湯川三九九ノ二

四 土屋恵子外千九百九十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。

第一七三〇〇号 昭和五十年三月十日受理

入場税撤廃に関する請願

請願者 群馬県高崎市末広町七三 若林克

子外千五百六十六名

紹介議員 最上 進君

この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。

第一七四一〇号 昭和五十年三月十一日受理

入場税撤廃に関する請願

請願者 神奈川県相模原市大野台一ノ二

三ノ一八 中村幸子外千三百九名

紹介議員 秦野 章君

この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。

第一七四二〇号 昭和五十年三月十一日受理

入場税撤廃に関する請願

請願者 横浜市鶴見区尻手三ノ八ノ四永楽

荘内 中沢俊治外六百六十八名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。

第一六五一〇号 昭和五十年三月八日受理

個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課

税財産規定の整備に関する請願(四通)

請願者 東京都調布市国領町六ノ二八ノ三

金子 佐一郎外三十六名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。

第一六五二〇号 昭和五十年三月八日受理

個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課

税財産規定の整備に関する請願

請願者 広島市翠町一、一二四親和幼稚園

内 岩岡寛外二十五名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。

第一七三五〇号 昭和五十年三月十一日受理

個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課

税財産規定の整備に関する請願

請願者 東京都中野区野方五ノ四ノ一三高

崎幼稚園内 高崎喜久子外十三名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。

第一七三六〇号 昭和五十年三月十一日受理

個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課

税財産規定の整備に関する請願

請願者 静岡県富士市今泉五ノ八ノ二いま

いづみ幼稚園内 今泉勇外三十二

名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。

第一七三七〇号 昭和五十年三月十一日受理

個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課

税財産規定の整備に関する請願

請願者 茨城県日立市石名坂町一九四ノ一

三ツ葉幼稚園内 根本倉一外十五

名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。

第一七三八〇号 昭和五十年三月十一日受理

個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課

税財産規定の整備に関する請願

請願者 東京都世田谷区上用賀五ノ二ノ一

七片山学園用賀幼稚園内 片山茂

外二百六十三名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。

第一七三九〇号 昭和五十年三月十一日受理

個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課

税財産規定の整備に関する請願

請願者 東京都北区志茂四ノ二〇ノ二〇熊

野幼稚園内 川島喜之外十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。

第一八一四〇号 昭和五十年三月十二日受理

個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課

税財産規定の整備に関する請願

請願者 福島県いわき市平字揚土三〇いな

り幼稚園内 山部正幸外四十名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。

第一八八六〇号 昭和五十年三月十三日受理

個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課

個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課

税財産規定の整備に関する請願

請願者 茨城県水戸市元吉田町一里塚西

一、四一七ノ二吉田幼稚園内 安

藤裕幹外七名

紹介議員 竹内 藤男君

この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。

第一九八二〇号 昭和五十年三月十三日受理

個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課

税財産規定の整備に関する請願

請願者 東京都江戸川区長島町一、一八五

ばとうばし幼稚園内 森田森蔵外

十六名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。

第一九一四〇号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県能代市清助町四ノ二〇 鈴

木広一外八十七名

紹介議員 阿具根 登君

不合理、不平等な課税を一刻も早く改めるよう、

次の事項の実施を強く要請する。

一、インフレによる実質増税を防ぐため、年内

減税を行い、給与所得者の課税最低限を四人

家族二百三十五万円まで引き上げ、五十年

度はインフレ調整措置として、物価・賃金スラ

イド制を導入すること。

二、生活費非課税の原則を貫き、人間らしい生

活を保障するにたる水準まで、所得税・住民

税(現年・課税とする)を課税しないこと。

三、給与所得に経費の実額控除を認め、給与所得者にも確定申告と源泉徴収・特別徴収の選択制を認めること。

四、未成年者の給与所得や妻のパート・内職収入は非課税にすること。

五、教育費・住宅費・労働組合費・医療費の控除を創設、拡大し、寒冷地手当・通勤費・夜勤・残業手当を非課税にすること。

六、生活必需品に対する間接税を軽くし、物価を高め勤労者に重税をかける付加価値税は創設しないこと。

七、大企業・資産所得にかたよつた租税特別措置を廃止し、交際費課税の強化、広告費や政治献金にも課税を行うこと。

八、大企業の税負担を高めるため、法人税に累進税率を採用し、実効税率を西欧並に引き上げ、地方自治体にも、法人二税を強化できるようにすること。

九、個人の住宅専用の土地・家屋(百坪未満の土地・四十坪未満の家屋)に対する固定資産税を免税にすること。

十、公的年金受給額は全額非課税とし、退職所得の特別控除を勤続二十年で、一千万円まで非課税とすること。

理由

本来、富と所得の再配分に役立たなければならぬ税制が、「狂乱物価」のなかでものすごい貧富の格差、所得の不平等を拡大してきている。そのため、働く者の税負担はますます重くなつており、一方、大企業は悪性インフレに便乗して、巨額なインフレ利得を獲得し、更に、資産所得者は土地・株・商品の値上がりで巨額な不労所得を得ている。

第一九二五号 昭和五十年三月十三日受理
減税に関する請願

請願者 秋田県能代市吹越字上恵土九六ノ一 佐藤ミド外百三十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九一六号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県能代市誠淵字古川友八〇 中村富雄外百二十二名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九一七号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田市飯島道東一七四ノ三 筒井盛土外百六十三名

紹介議員 若ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九一八号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田市八橋字八橋 石川一紀外五十五名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九一九号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田市茨島七ノ一ノ二五 細川育男外百二十六名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九二〇号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田市茨島二ノ一四ノ五 斉藤辰己外九十五名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九二二号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県大曲市丸子町九ノ一四 藤井洋子外百十二名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九二二号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県大曲市金谷町二五ノ五七 加藤京子外百三十二名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九二三号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県仙北郡角館町小勝田字中川 村上良次外百十二名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九二四号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田市飯島留尻八ノ三三 佐々木鉄雄外百二十名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九二五号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県山本郡峰浜村石川字石川五六 島津宜美外九十五名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九二六号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県横手市蛇の崎町三ノ一一 柴田信一外七十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九二七号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡五城目町築地町 宮崎日出男外百八名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九二八号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡五城目町平ノ下 金野清美外八十六名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九二九号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県仙北郡角館町上菅沢一ノ三〇ノ二 宮田榮子外八十五名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九三〇号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡五城目町浦横町 大宮一郎外百七名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九三二号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田市寺内字通穴六八ノ六 柴崎稔外百十二名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九三三号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田市寺内字通穴六八ノ六 福田 啓次外百二十三名

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九三三号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田市金足岩瀬二四ノ二 泉昇外 百十二名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九三四号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県仙北郡千畑村中野字寺田二 〇八 高橋勇記子外九十五名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九三三号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田市土崎港北三ノ一ノ三二 伊藤祐紀外九十一名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九三六号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田市寺内堂の沢五一 石川勇美 外百九名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九三七号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田市將軍野南五ノ一二ノ二八 高橋長春外百五名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九三八号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡五城目町脇村 石 川与三郎外百二十五名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九三九号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡五城目町新畑町 小浜礼子外九十二名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九四〇号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田市新屋表町一〇ノ一 松本太 郎外四十六名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九四一号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県湯沢市表町三ノ三ノ一五 菅良子外七十一名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九四二号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県湯沢市表町三ノ三ノ一五 伊藤美枝子外六十六名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九四三号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九四四号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県湯沢市荒町二七 豊田敷外 百七名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九四五号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県湯沢市湯ノ原二ノ三ノ六 大友美和子外六十四名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九四六号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県湯沢市表町三ノ三ノ一五 柴田保子外百二十五名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九四七号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字桜 井二ノ一二 兵庫明子外七十八 名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九四八号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県湯沢市表町三ノ三ノ一五 畑山レイ子外七十六名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九四九号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県湯沢市表町三ノ三ノ一五 佐々木英子外八十七名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九五〇号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県湯沢市表町四ノ二ノ二八 竹内恵子外八十七名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九五一号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県湯沢市湯の原一ノ一〇ノ二 八 渡部新一外六十七名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九五二号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県雄勝郡雄勝町横堀塞ノ神 小松美友外百十六名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九五三号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県大館市清水五丁目 鈴木昭 六外百九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九五四号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

減税に関する請願

請願者 秋田県大館市花岡町神山一八 山

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九五五号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県湯沢市佐竹町六ノ一三 戸

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九五六号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県雄勝郡羽後町中仙道字堀ノ

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九五七号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県雄勝郡羽後町下裏町 松塚

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九五八号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県湯沢市愛宕町三ノ三ノ六

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九五九号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県雄勝郡雄勝町秋ノ宮川連一

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九六〇号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県湯沢市愛宕町二ノ五ノ二二

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九六一号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県雄勝郡羽後町柏原六ノ七

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九六二号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県雄勝郡羽後町新町字最上山

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九六三号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県能代市南元町二ノ一七

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九六四号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県山本郡二ツ井町富根 米川

紹介議員 宮之原光君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九六五号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字裏

町五三ノ一一 矢崎正一郎外百二

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九六六号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県能代市向能代二二五 赤塚

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九六七号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県湯沢市大町二ノ一ノ六一

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九六八号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県横手市大水戸町四ノ三 大

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九六九号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県湯沢市愛宕町四ノ三ノ三三

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九七〇号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県能代市万町一七ノ一三

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九七一号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県能代市日吉町一六ノ二 宮

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九七二号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県能代市浜通一ノ四五相沢銘

木労働組合内 能登清太郎外七十

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九七三号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県山本郡琴丘町上岩川字落合

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九七四号 昭和五十年三月十三日受理

減税に関する請願

請願者 秋田県能代市朴瀬字村下大川反九

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月十四日)

- 一、所得税法の一部を改正する法律案
- 一、法人税法の一部を改正する法律案
- 一、租税特別措置法の一部を改正する法律案